



愛知県立大学大学院提出博士論文(2016)並びに『最後の講義』韓国語訳の経験を踏まえて(資料)

金, 仙玉

(Citation)

日本特殊教育学会第56回大会(2018大阪大会) 自主シンポジウム1-18 糸賀一雄の「最後の講義：愛と共感の教育」を読み解く

(Issue Date)

2018-09-22

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006484>



糸賀一雄の『最後の講義—愛と共感の教育—』を読み解く 博論並びに『最後の講義』の韓国語訳の経験を踏まえて (2016)

はじめに

本シンポでは、私の博論と『最後の講義』の韓国語訳の経験から糸賀一雄先生の『愛と共感の教育』について学び、理解を深めたいと思います。今日は 3 つの話題を提供したいと思います。まず、なぜ糸賀一雄を博論で言及したか。次に、『最後の講義』翻訳時の悩みの根幹、並びに現在の意識上の変化。最後に、共感は「正当な便宜」と「合理的配慮」の普遍化を目指すキーワードの 3 つです。

1. なぜ糸賀一雄を博論で言及したか

博論は、主に韓国の障害児教育における「正当な便宜」¹の運用の実態と日本の「合理的配慮」の法制整備の考察を通して、障害児教育における「合理的配慮」の意義と課題を考察したものです。博論における日本の「合理的配慮」の法制整備の考察では糸賀一雄の取り組みと思想について言及しました。まず、はじめに糸賀に注目した理由についてふれておきます。

韓国では、政治体制や経済的状况から社会整備が成熟しないままに当事者の運動に突き動かされて障害児教育がスタートしました。1977 年に制定された特殊教育振興法では小・中学校が義務教育化されたものの、その運用実態は法律とは大きく乖離しており実際に学校に通う障害児は少数でした。その後 1994 年に特殊教育振興法の全面改正が行われましたが、改正後も大きな変化はみられませんでした。さらに、2007 年に制定された障害者等に対する特殊教育法では障害当事者の権利獲得に重点がおかれ「正当な便宜」の運用については丁寧な議論がなされませんでした。私はこの点が課題だと考えました。

一方、日本では障害者権利条約を批准し、「合理的配慮」の理念を抵抗なく国内法に取り入れました。私はこの背景に糸賀一雄の思想があったと考えました。戦後日本は糸賀の「この子らを世の光に」に集約される思想をベースにした実践の蓄積がすでにありました。その実践は日本国憲法・教育基本法の中の「能力に応じて」という文言に新たな解釈を提示し、法律や制度の改変を導いたと考えます。そして日本は 2000 年代に入って一人一人の教育的ニーズに応じる教育への転換を図り、2007 年から特別支援教育が実施されています。このことは、権利条約を批准する以前に、すでに「合理的配慮」を議論する土台ができていたといえます。その土台を礎に、権利条約の批准にあたりその趣旨を既存の法律に抵抗なく反映させることができたといえます。

◎韓国において「正当な便宜」は、障害者の権利主張を出発点とする側面が強く、「合理的配慮」は、提供者の提供義務を強調する側面が強いと思います。言うならば、「正当な便宜」は行使するもの、「合理的配慮」は果たすものだといえます。

2. 『最後の講義』翻訳時の悩みの根幹、並びに現在の意識上の変化

資料集で述べたように、翻訳作業において最も悩んだ言葉が「療育」という用語でした。韓国の障害児

¹ 韓国は障害者権利条約を 2008 年 12 月に批准しているが、批准に先駆けて 2007 年 4 月に制定した障害者差別禁止法では条約の「合理的配慮」の用語を、「正当な便宜」という用語に置き換えて導入した。

教育・福祉では「療育」ではなく、「治療支援」²、「治療教育」という用語が用いられています。韓国の主な障害者関連法律では障害を医学モデルに立脚してとらえているため、翻訳時私は「治療支援」、「治療教育」という用語が、障害を個の問題として捉える象徴的な言葉だと考えていました。そのため、療育を「治療支援」あるいは「治療教育」と訳すことが適切なのかずいぶん悩みましたが、結局、療育を「治療教育」と訳しました。『最後の講義』の韓国訳が発行されたのは2016年3月です。その後、研究で韓国の障害児教育と保育研究者や関係者と会う機会が何度かありました。そのなかで、私の視点が偏っていたことに気づきました。韓国は法律では、医学モデルをとっているのですが、実践レベルでは障害児の教育を受ける権利や保育を受ける権利を確保・保障するために親、保育者、行政が力を合わせて社会の変革に向けて取り組んでいました。障害を個の問題ではなく、社会・環境との接点から捉えていたのです。

『最後の講義』で糸賀は療育について「療育とは、情緒の安定をはらんでいるものでなければならない。・・・療育の中身をどういうふうにしたかめるとか、技術をどうするかとか、この次にくる問題です。しかし一番の根本はですね、子どもたちを受けるからには、その心を安らかにしていくということです。生命の安全と、その情緒の安定というものね」と述べています。このような糸賀の療育に対する知見は、医療からも教育からも切り捨てられていた重症心身障害児も「普通児と同じ発達の道を通る」という発達保障の理念から生まれたものだと思います。この糸賀の発達保障の理念と韓国の実践における障害児教育・保育を保障するための親、保育者、行政の協働的な取り組みは共通点があると感じました。それは各主体の使命の自覚と障害児の発達可能性の確信だと思います。

3. 共感は「正当な便宜」と「合理的配慮」の普遍化をめざすキーワード

「正当な便宜」と「合理的配慮」を提供義務がある教育、雇用などの現場ではいかに普遍化していくかが今後の課題だと思います。2つの概念は、障害者の基本的人権や権利を行使するための措置でありながら、「過度の負担がない範囲」でその義務が課せられているため、提供する側の姿勢によって障害者の権利行使が制限される可能性がある概念といえます。この二つの概念がもつ矛盾を乗り越えるためには、障害者側と配慮を提供する側との共感的な対話が極めて重要なキーワードになると思います。

障害当事者やその家族が願う配慮は、物的な配慮よりも子ども同士の関係、先生との関係のような、人間関係に関わる配慮ではないでしょうか。糸賀は「人間というのは、単なる個体ではない。社会的存在、関係的存在であるということの意味する。人間関係こそが人間の存在の理由」だと述べています。

「正当な便宜」と「合理的配慮」は、障害当事者がお願いをし、提供者が施すものではなく、人間の関係性によって、障害当事者が時には提供者が問題提起をし、問題を共有し、共に取り組み解決するものでなければなりません。

逆差別や他者との公平性といった建前を打開し、平等を回復する手段としての「正当な便宜」と「合理的配慮」を社会全体に浸透させるためには、糸賀が提示した関係的存在としての人間理解、自覚と責任意識、とりわけ共感キーワードになるのではないのでしょうか。

² 治療支援は、障害者等に関する特殊教育法の施行に伴い既存の治療教育を閉止し、新設された特殊教育支援サービスの一つである。治療支援は教育監又は教育長の診断評価の結果に基づいて内容や方法が決定される。具体的にはOP、PT、ST、聴能訓練、歩行訓練、心理・行動治療、生活適応訓練などが定められている。支援は公共保健医療機関や障害者福祉施設等と連携して提供される。